

日 絹 月 報

平成 22 年 8 月号 第 401 号

発行：社団法人日本絹人繊維物工業会

日本絹人繊維物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

— 本号の主なニュース —

1. 日本繊維産業連盟常任委員会の開催について
2. 第 43 回繊維通商問題研究会の開催について
3. 平成 22 年度織布運転技能審査試験の募集について
4. 外国人技能実習制度のあらまし

◇ 日本繊維産業連盟常任委員会の開催 ◇

日本繊維産業連盟・常任委員会が 7 月 29 日に開催された。

最初に下村会長から、①グローバルな視点での構造改革の推進、②新素材・新商品・新技術の開発、③環境問題、製品安全問題への取り組み、④情報発信力・ブランド力強化、⑤通商問題への積極的な対応と工商一体の貿易拡大等、9 つの活動方針が改めて報告された。

続いて、経済産業省・製造産業局平工局長の挨拶の後、懇談・意見交換等がおこなわれ、繊維課から産業構造ビジョンにあるビジネス化の支援や海外事業展開など、ビジョンの実現化のための予算化を図りたいとの説明があった。

また、この後の報告・審議事項では、繊維産業の現況と平成 22 年繊維産連活動の進捗状況について、「繊維産業の事業環境は、景気の底打ちから自動車用途はじめ産業資材分野での生産回復等から化合繊を中心に原糸生産は回復基調にあるが、景気全般としては川上から川中川下に至るまで依然として厳しい状況が続いていること」が生産、貿易、消費等の主要指標を用いて報告された。

また、本年前半の通商問題への対応と今後の課題については、通商問題研究会の体制と主な議題及びその取り組み状況が報告され、今後も引き続き制度改正問題（特惠関税制度の見直しや加工再輸入減税制度（暫定 8）の延長等）、EPA 交渉や EPA 発効に伴う産業協力問題等、繊維課と緊密に連携しながら関税・貿易に関する諸制度や、WTO 交渉等の課題を取り上げる旨の報告があった。

このほか、繊維産業における環境・安全問題検討会、知的財産権保護推進委員会、外

国人労働者問題検討会並びに繊維ＳＣＭ推進協議会における今年度前半の活動実績が報告された。

また、我が国繊維産連はこれまで中国紡織工業協会や韓国繊維産業聯合会と個々に開催してきた繊維業界との会議について、今年度は３国が一堂に集まって「日中韓繊維業界会議（仮称）」を１１月２６日（金）に開催する予定である旨が報告された。

◇ 第４３回繊維通商問題研究会の開催 ◇

第４３回繊維通商問題研究会が８月５日（木）に繊維会館会議室で開催された。

研究会では、（１）日本の繊維貿易の現況、（２）繊維産連常任委員会報告、（３）ＥＰＡ交渉の状況（日ペルー、日印ほか）、（４）ＥＰＡ産業協力状況（タイ、ベトナム、インドネシア）、（５）今後の中長期ＥＰＡ戦略（日中、日中韓、日米など）等について、報告や意見交換並びに検討が行われた。

先ず日本の繊維貿易の現況については、①２０１０年１～５月の輸出は前年を１２％上回る水準に回復しているが前々年（２００８）の７９％、輸入は前年の９８％で前々年の８８％であること、織物輸出と二次製品輸入を除く繊維原料・糸類は輸出入ともに前年実績を超えたこと（いずれも円ベース）、②輸出はタイ、インドネシア、マレーシア、バングラ向けに大きく増加し、ＥＵや北米向けにも伸長したこと、また、輸入もタイ、インドネシア、パキスタン、マレーシア、バングラなどアセアンから増加したとの説明があった。

次いで、繊維産連常任委員会報告については、本研究会が本年前半に取り組んできた通商問題の概要が繊維産連常任委員会で報告したことが言及されたもので、今後も引き続き制度改正問題（特恵関税制度の見直しや加工再輸入減税制度（暫定８）の延長など）、ＥＰＡ交渉やＥＰＡ発効に伴う産業協力問題等、繊維課と緊密に連携しながら関税・貿易に関する諸制度やＷＴＯ交渉等の課題を取り上げることが確認された。

また、ＥＰＡ交渉の状況については繊維課通商室から説明・報告があり、①対インド交渉は、７月中旬にインド繊維省との意見交換と原産地規則に関する交渉が行われ、ほとんどの交渉案件が解決されつつあり、一日本提案の２工程ルールは概ね受け入れられたとの感触—８月末（または９月初）に首席交渉官級の交渉を経て今秋に大筋合意が発表されることが期待されること、②対ペルー交渉では獣繊維毛や、毛糸、綿糸、ナイロン、ポリエステルフィラメント加工糸使いの化繊織物とニット生地はペルーではセンシティブ品目のため、依然ヤーン・フォワードを要求していること等が報告された。我が国は、日本とペルーの貿易量は僅少とはいえ、他のＥＰＡと同様に原則ファブリック・フォワード（簡易２工程基準）をベースにした交渉が進められている。

各国とのＥＰＡ協力については、繊維課通商室並びに関係団体からインドネシア、ベトナム、タイ、インドについて、それぞれミッション受入れや専門家派遣に係る計画案等の進捗状況が報告された。

今後の中長期EPA戦略（日中、日中韓、日米など）等では、去る5月に行われた第1回FTA産官学共同研究結果の概要報告の後、日中、日中韓及び日米FTA（EPA）を協議・検討していく上での論点（EPA長期戦略）、世界繊維貿易構造の現状、WTO交渉における関税削減（スイス・フォーミュラ）の問題点、日本の繊維業界のEPAに対する基本理念と枠組み、我が国および世界主要国・地域の主要繊維製品の関税率比較等について、繊維課から資料説明があった。

◇ 平成22年度織布運転技能審査試験の募集について ◇

本会は、平成22年度織布運転技能審査試験の募集を、平成22年8月3日付22絹人織工連発第22号「平成22年度織布運転の技能審査試験の募集について」において募集案内を行った。

技能審査試験の概要については以下の通り。

1. 対 象

「準備工程」「製織工程」「仕上工程」の運転業務に従事する者の有する技能で、受験資格は、1級が勤続2年以上、2級が勤続1年以上。

受験対象工程は、「準備工程」は整経、糊付から、また、「製織工程」は有杼織機、エアジェット式織機、ウォータージェット式織機、レピア式織機、グリッパー式織機から選択。

◎ 合格者に対する称号

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ 1級織布運転技士（準備工程） | ・ 2級織布運転技士（準備工程） |
| ・ 1級織布運転技士（製織工程） | ・ 2級織布運転技士（製織工程） |
| ・ 1級織布運転技士（仕上工程） | ・ 2級織布運転技士（仕上工程） |

2. 試験内容

（1）学科（筆記）試験

学科試験は一般知識と専門知識に大別。

（a）一般知識

繊維産業に従事する者にとっての基本知識で、範囲は以下のとおり。

①繊維の種類と特徴 ②紡績の基本原理と糸の種類及び特徴 ③製織の基本
原理と布の種類及び特徴 ④統計的なものの考え方と工程管理 ⑤安全と衛生

（b）専門知識

① 機械の構造と作用（付属装置も含む） ②諸計算 ③試験・検査 ④運転
管理の心得、標準動作の手順

(2) 実技試験

		1 級	2 級
準 備 工 程	1 2 3 4	始業作業 運転作業 ビーム交換作業 異常時の処理判断	始業作業 運転作業 ビーム交換作業 異常時の処理判断
製 織 工 程	1 2 3 4 5	経系継ぎ作業 緯系継ぎ作業 切卸及び運搬作業 機台の見回り作業 異常時の処理判断	機台の始業及び停止作業 経系継ぎ作業 緯系継ぎ作業 機台の見回り作業 異常時の処理判断
仕 上 工 程	1 2 3 4	始業作業 検査作業 格付け作業 異常時の処理判断	始業作業 検査作業 格付け作業 異常時の処理判断

なお、既に学科（筆記）試験又は実技試験の合格者で本年度受験する者は、申請の際「一部合格証明書」のコピーを添付すれば、一部合格している学科試験又は実技試験が免除される。受験料は、1 級、2 級ともに学科（筆記）試験 5 千円、実技試験 1 万 5 千円。試験実施の日時及び場所については平成 22 年 10 月 12 日～11 月 30 日で学科試験は県ごとに、実技試験は勤務先工場で実施する予定。

3. 受検申込期日

平成 22 年 9 月 15 日までに当会まで申請書を送付ください。

◇ 外国人技能実習制度のあらまし ◇

2009年7月の入管法(出入国管理及び難民認定法など)の一部改正により新しい外国人技能実習制度が2010年7月1日から施行されました。

技能実習生・研修生の法的保護、その法的地位の安定を図ることが今回の制度改正の主な目的で、新制度のあらましについては以下のとおり。

「外国人技能実習制度」の趣旨

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識(以下「技能等」という。)を修得させようとするニーズがあります。我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。

この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

「外国人技能実習制度」の利用によって、以下に役立ててもらうことにしています。

- (1) 技能実習生は、修得技能と帰国後の能力発揮により、自身の職業生活の向上や産業・企業の発展に貢献
- (2) 技能実習生は、母国において、修得した能力やノウハウを発揮し、品質管理、労働行、コスト意識等、事業活動の改善や生産向上に貢献
- (3) 我が国の実習実施機関等にとっては、外国企業との関係強化、経営の国際化、社内の活性化、生産に貢献

「外国人技能実習制度」の概要

1. 在留資格「技能実習」の新設と4区分

新たな外国人技能実習制度では、受入れ機関の別により次の二つのタイプがあります。

- (1) 企業単独型：本邦の企業等(実習実施機関)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施
- (2) 団体監理型：商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施機関)で技能実習を実施

そして、この二つのタイプのそれぞれが、技能実習生の行う活動内容により、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動とに分けられ、対応する在留資格として「技能実習」に4区分が設けられました。

	入国1年目	入国2・3年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習2号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習2号ロ」

2. 新制度の特徴

新たな外国人技能実習制度の主な特徴として、次のものがあげられます。

- (1) 技能実習生は1年目から実習実施機関との雇用契約の下で技能実習を受けることとなり、労働関係法令の保護が及ぶようになりました。
- (2) 実習実施機関（企業単独型のみ）又は監理団体による、技能実習生に対する講習（日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義など）の実施が義務とされました。
- (3) 監理団体による実習実施機関に対する指導、監督及び支援体制の強化が求められることになりました。

3. 技能実習2号への移行

技能実習生は、技能実習1号終了時に移行対象職種・作業について技能検定基礎2級等に合格し、在留資格変更許可を受けると技能実習2号へ移行することができます。この場合、技能実習1号で技能等を修得した実習実施機関と同一の機関で、かつ同一の技能等について習熟するための活動を行わなければなりません。滞在期間は、技能実習1号と技能実習2号を合わせて最長3年となります。

入国・在留手続

1. 在留資格認定証明書の交付申請

技能実習生を受け入れようとする実習実施機関（企業単独型のみ）又は監理団体は、まず、地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行うこととなります。この証明書は、申請に係る技能実習生が入管法令の定める許可要件に適合していることを証するもので、有効期間は3ヶ月です。なお、監理団体は、技能実習生を受け入れるに当たっては、職業紹介事業の許可又は届出が必要です。

（団体監理型受入れ「監理団体の職業紹介事業の要件」参照）

2. 査証（ビザ）の取得と上陸許可

技能実習生として日本に上陸しようとする外国人は、有効な旅券と査証を所持しなければなりません。査証は、在留資格認定証明書等を提示して日本の在外公館に申請します。そして、日本の空港・海港で旅券、査証等を入国審査官に提示し、在留資格「技能実習1号イ（又はロ）」在留期間1年（又は6月）とする上陸許可を受けて初めて技能実習生としての活動ができます。

3. 在留資格変更許可

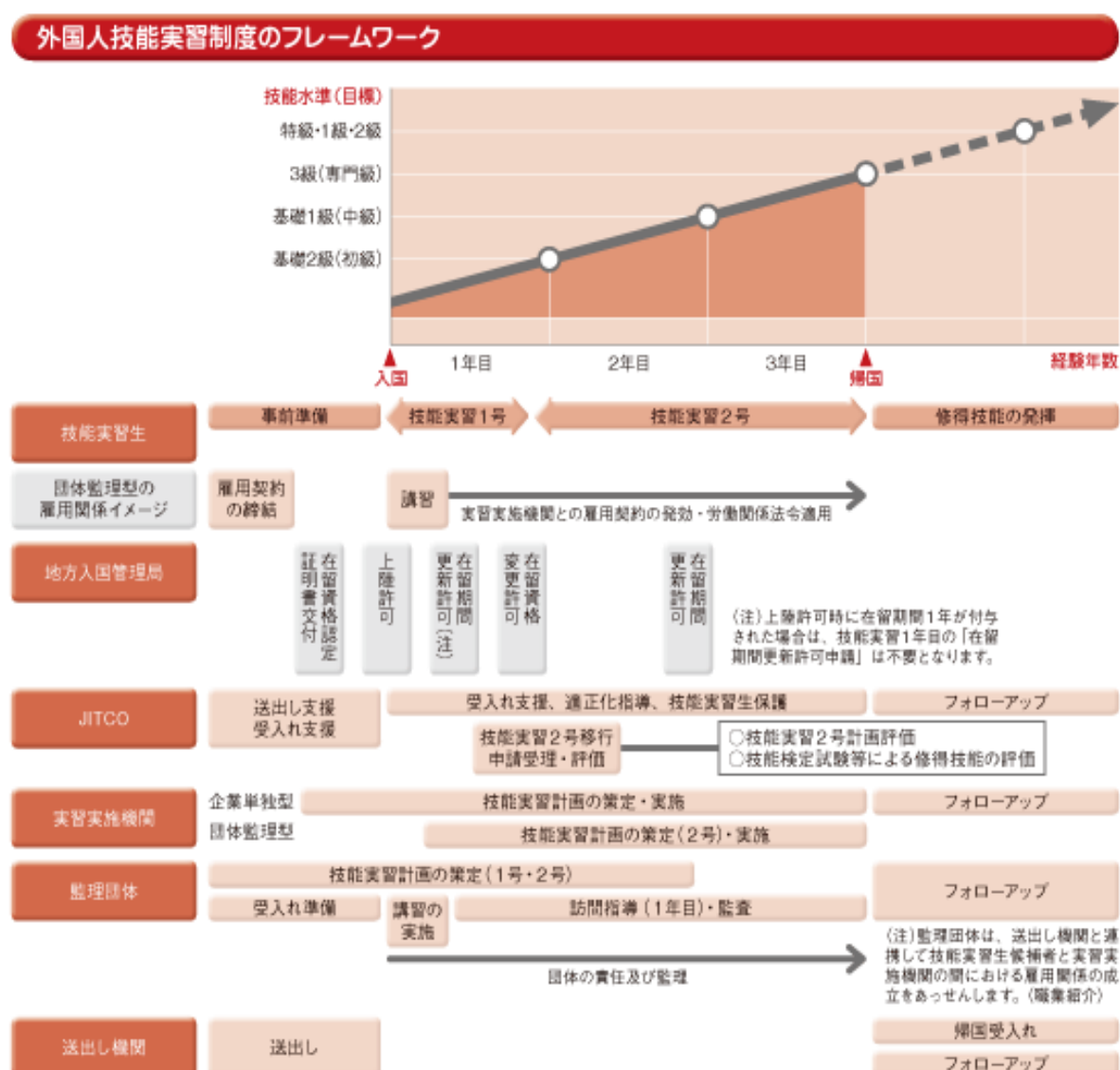
技能実習1号から技能実習2号へ移行しようとする技能実習生は、移行対象職種・作業等に係る技能検定基礎2級等の試験に合格した上で、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行うこととなります。この申請は、在留期間が満了する1ヶ月前までに行わなければなりません。

4. 在留期間更新許可

技能実習 1 号（在留期間 6 月の場合）や技能実習 2 号について、技能実習生は、通算して滞在可能な 3 年の範囲内で、在留期間の更新申請を地方入国管理局に行うことができます。この申請は、在留期間が満了する 1 ヶ月前までに行わなければなりません。

5. 外国人登録

技能実習生は、入国後90日以内に居住地の市区町村に外国人登録を申請しなければなりません。登録後に交付される外国人登録証明書は、常時携帯する義務があります。また、居住地の変更や在留資格等の変更が生じた場合には、変更登録の申請を行わなければなりません。



(財団法人国際研修協力機構(JITCO)ホームページから抜粋)

◇ 今月の「[資金調達ナビ](#)」最新の支援情報(全国版) ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入力することができます。

中小機構ホームページ<http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

[「JAPAN DESIGN +」若手デザイナー海外派遣事業](#) (経済産業省)

今、世界で最も勢いのある中国・上海で、日本人デザイナーのビジネスマッチング事業を実施します。各デザイナーが自らデザインした製品・作品の展示による個別商談会や、ステージ上でのプレゼンテーションを通して、実際にクライアントを獲得する機会を創出ほか、現地の商慣行等の情報提供、現地での商談会のセッティング等を行います。

募集期間： 2010/8/6 ～ 2010/9/17

[平成 22 年度中小企業海外展開支援事業費補助金（JAPANブランド育成支援事業）の公募（第 2 次募集）について](#) 経済産業省（各経済産業局、中小企業庁）

地域の中小企業等が一丸となって地域の優れた素材や技術等を活かし、地域の産品や技術の魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みに対して総合的な支援を行うものです。

募集期間： 2010/7/26 ～ 2010/8/31

[平成 22 年度「地域集客・交流産業活性化支援事業」に係る補助金の交付先の公募について（二次募集）](#) (経済産業省)

特色ある地域の産業や工場、商店街等が業種横断的に連携し、集客・交流プログラムを具体化するために必要な、プログラム実施のための基盤整備・人材の育成、当該プログラムに関する情報発信、集客・交流サービスの集客力向上のための生産性向上に資する運営改善の取組、海外需要獲得に向けた取組等、地域の新たな集客・交流産業の創出・高付加価値化に繋がる事業が対象になります。

募集期間： 2010/7/15 ～ 2010/8/27

中小企業緊急雇用安定助成金

(厚生労働省(ハローワーク))

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

募集期間： 平成20年12月から当面の間

経営環境変化資金(セーフティネット貸付)

(日本政策金融公庫 国民生活事業)

社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業者に対し、経営基盤の強化を図るための資金を融資します。融資額は4,800万円以内です。

募集期間： ～ 2012/3/31

金融環境変化資金(セーフティネット貸付)

(日本政策金融公庫 国民生活事業)

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金を融資します。融資額は別枠4,000万円以内です。**募集期間：** ～ 2012/3/31

※中小企業庁のホームページに公開されている平成22年度「中小企業施策利用ガイドブック」の冊子が入手できました。部数に限りがございますが御希望の方は送付しますので御連絡下さい。

中小企業庁の検索サイトからもご覧いただけます。

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/index.html

◇ 経済産業省人事異動 ◇

○ 7月30日付

新

旧

鈴木 正徳

製造産業局長

産業技術環境局長

平工 奉文

退任

製造産業局長

動 向

- 7月22日 全国中小企業団体中央会 夏期トップセミナー
- 〃 繊維流通改革推進協議会 TA情報化分科会勉強会
- 27日 テックスワールド・パリ2010出展者説明会
- 29日 日本繊維産業連盟7月度常任委員会
- 30日 JFW-ジャパנקリエーション2011A/W出展者説明会
- 30日 日本繊維倶楽部臨時総会及び第2回理事会
- 8月 3日 日本絹業協会 純国産絹マーク審査委員会
- 5日 日本繊維産業連盟 第43回繊維通商問題研究会
- 9日 日本繊維産業連盟 繊維通商問題研究会(制度関連チーム)

会議予定

- ☆ 日本繊維産業会議・合同幹事会
 - 8月24日(火) 15時 於 ゼンセン会館
- ☆ ジェトロ「ASEAN 模倣対策セミナー」
 - 8月25日(水) 13時 於 ANA インターコンチネンタル東京
- ☆ 日本繊維産業連盟 経産省新旧製造産業局長と連盟首脳との懇談会
 - 9月22日(水) 18時 於 東海大学校友会館

イベント

- ☆ 稔りの季
 - 6月1日(火)～8月29日(日) 9時～16時30分
 - 会場：シルク博物館
- ☆ The70th Tokyo International ギフト ショー
 - 9月7日(火)～10日(金) 10時～18時
 - 会場：東京ビッグサイト(全館)